

那覇市公報

第 1 6 3 7 号

毎月 2 回 1, 1 5 日発行

発 行 所

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市総務部総務課

目 次

◇規 則◇

○那覇市児童館及び児童遊園条例施行規則の一部を改正する規則（こども政策課）	1743
---------------------------------------	------

◇告 示◇

○那覇市壺屋児童館の指定管理者の指定について（こども政策課）	1753
○那覇市波の上ビーチ広場の指定管理者の指定について（公園管理課）	1754
○なは市民活動支援センター指定管理者の指定について（まちづくり協働推進課）	1755
○那覇市伝統工芸館指定管理者の指定について（商工農水課）	1756
○那覇市IT創造館の指定管理者の指定について（商工農水課）	1757
○平成 26 年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）（ちゃーがんじゅう課）	1758
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について（保護管理課）	1760
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の変更について（保護管理課）	1761
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について（保護管理課）	1762
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の指定について（保護管理課）	1763

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の廃止について（保護管理課）…………… 1764

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の辞退について（保護管理課）…………… 1765

○那覇市首里^{かなぐしくむらやー}金城村屋の指定管理者の指定について（都市計画課）…………… 1766

◇公 告◇

○住民票の職権消除の公示について（ハイサイ市民課）…………… 1767

◇上下水道局告示◇

○那覇市排水設備指定工事店の異動について…………… 1768

◇教育委員会告示◇

○那覇市若狭公民館指定管理者の指定について…………… 1769

○那覇市繁多川公民館指定管理者の指定について…………… 1770

規 則

那覇市規則第 1 号

平成27年 1 月16日

公 布 済

那覇市児童館及び児童遊園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市児童館及び児童遊園条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市児童館及び児童遊園条例施行規則（平成17年那覇市規則第48号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<u>（使用料の還付）</u> 第3条 条例第13条第2項ただし書の規定により、<u>使用料の還付</u>を受けようとする者は、<u>那覇市児童館使用料還付申請書（第3号様式）</u>を<u>市長</u>に提出しなければならない。 <u>（減免）</u> 第4条 条例第15条の規定により減免する額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。 （1） 条例第15条第1号に規定する場合 全額 （2）～（3） [略] （4） その他<u>市長又は指定管理者が特別な理由があると認める場合</u> <u>市長又は指定管理者が必要と認める額</u> 2 前項に規定する減免を受けようとする者は、<u>第2条の規定による利用申請書と同時に那覇市児童館使用料・利用料金減免申請書（第4号様式）</u>を<u>市長又は指定管理者</u>に提出しなければならない。 <u>（公告）</u> 第7条 市長は、条例第16条第1項の規定により児童館の管理を行わせるため、指定管理者を指定しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公告するものとする。 （1）～（3） [略] （4） 条例第16条第2項の申請（以下「指定申請」という。）の方法 （5） [略] <u>（指定申請）</u> 第8条 [略]	<u>（利用料金の返還）</u> 第3条 条例第13条第4項ただし書の規定により、<u>利用料金の返還</u>を受けようとする者は、<u>返還に係る申請書を指定管理者</u>に提出しなければならない。 <u>（減免）</u> 第4条 条例第14条の規定により減免する額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。 （1） 条例第14条第1号に規定する場合 全額 （2）～（3） [略] （4） その他<u>指定管理者が特別な理由があると認める場合</u> <u>指定管理者が必要と認める額</u> 2 前項に規定する減免を受けようとする者は、<u>利用申請書と同時に那覇市児童館利用料金減免申請書（第3号様式）</u>を<u>指定管理者</u>に提出しなければならない。 <u>（公告）</u> 第7条 市長は、条例第15条第1項の規定により児童館の管理を行わせるため、指定管理者を指定しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公告するものとする。 （1）～（3） [略] （4） 条例第15条第2項の申請（以下「指定申請」という。）の方法 （5） [略] <u>（指定申請）</u> 第8条 [略]

2 条例第16条第3項の規則で定める申請書は、那覇市児童館指定管理者指定申請書(第5号様式)とする。 3 条例第16条第3項の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(8) [略] (指定等) 第9条 市長は、条例第16条第1項の規定による指定をするときは、那覇市児童館指定管理者指定書(第6号様式)を交付する。 2 市長は、条例第16条第1項の規定による指定をしないときは、那覇市児童館指定管理者不指定通知書(第7号様式)を交付する。 第1号様式(第2条関係) [略] 那覇市長 様 [略] [第2号様式 別記] [第3号様式 別記] [第4号様式 別記] 第5号様式(第8条関係) [略] 那覇市長 様 [略] 那覇市児童館及び児童遊園条例第16条第2項の規定により、下記のとおり指定管理者の指定を受けたいので申請します。 [略] 第6号様式(第9条関係) [略] 年 月 日付けで申請のあった指定管理者の指定については、那覇市児童館及び児童遊園条例第16条第1項の規定により、下記のとおり指定します。 [略]	2 条例第15条第3項の規則で定める申請書は、那覇市児童館指定管理者指定申請書(第4号様式)とする。 3 条例第15条第3項の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(8) [略] (指定等) 第9条 市長は、条例第15条第1項の規定による指定をするときは、那覇市児童館指定管理者指定書(第5号様式)を交付する。 2 市長は、条例第15条第1項の規定による指定をしないときは、那覇市児童館指定管理者不指定通知書(第6号様式)を交付する。 第1号様式(第2条関係) [略] 宛 [略] [第2号様式 別記] [第3号様式 別記] 第4号様式(第8条関係) [略] 那覇市長 宛 [略] 那覇市児童館及び児童遊園条例第15条第2項の規定により、下記のとおり指定管理者の指定を受けたいので申請します。 [略] 第5号様式(第9条関係) [略] 年 月 日付けで申請のあった指定管理者の指定については、那覇市児童館及び児童遊園条例第15条第1項の規定により、下記のとおり指定します。 [略]
---	--

第7号様式(第9条関係) 〔略〕	第6号様式(第9条関係) 〔略〕
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3 改正前の欄中の様式(以下「改正様式」という。)及びこれに対応する改正後の欄中の様式(以下「改正後様式」という。)に下線が引かれた部分が全くない場合には、当該改正様式の全部を当該改正後様式に改める。 4 改正様式の表示に対応する改正後様式の表示がない場合には、当該改正様式を削る。	

付 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

第2号様式(第2条関係)

第 号
年 月 日

所在地

団体名

代表者

様

印

那覇市児童館利用許可書

那覇市児童館の利用について、次のとおり児童館(那覇市

児童館)の

- ☐ 利用を許可します。
- ☐ 利用の変更を許可します。

利 用 施 設 名	遊戯室 集会室 図書室 屋外広場
利 用 目 的	
利 用 日 時	年 月 日 (曜日) 時 分 ~ 時 分
利 用 人 員	人
変 更 事 項	
使用料(利用料金)	円
許 可 条 件	

[改正後 別記]

第2号様式(第2条関係)

(表)

第 号
年 月 日

所在地

団体名

代表者

様

印

那覇市児童館利用許可書

- 那覇市児童館の利用について、次のとおり児童館(那覇市 児童館)の
- ☐ 利用を許可します。
- ☐ 利用の変更を許可します。

利 用 施 設 名	遊戯室 集会室 図書室 屋外広場
利 用 目 的	
利 用 日 時	年 月 日 (曜日) 時 分 ~ 時 分
利 用 人 員	人
変 更 事 項	
利 用 料 金	円
許 可 条 件	

(裏)

(教示)

1 不服申立て

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、那覇市長に対して異議申立てをすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、異議申立てをすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴え

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に那覇市を被告として(那覇市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 不服申立てをした場合における処分の取消しの訴えの出訴期間

第1項の異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。なお、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

[改正前 別記]

第3号様式(第3条関係)

那覇市児童館使用料還付申請書

年 月 日

那覇市長 様

申請者・所在地

団体名

代表者

連絡先・担当者

印

次のとおり使用料の還付を申請します。

許可年月日及び番号	年 月 日	第 号
利 用 施 設		
利用できなかった日時		
還付申請理由		還付申請額
		円

※許可書を添付してください。

※処理欄

還付額	円	内訳	既納の使用料
			円
還付する歳入科目	款 項 目 節(細節)		
上記のとおり使用料を還付してよろしいか。			
決裁日 年 月 日			
		課長	係長
			係員

[改正前 別記]

第4号様式(第4条関係)

那覇市児童館使用料・利用料金減免申請書

年 月 日

様

申請者・所在地

団体名

代表者

印

連絡先・担当者

次のとおり那覇市児童館使用料・利用料金の減免を申請します。

利用目的	
減免を必要とする理由	理由： ※那覇市児童館及び児童遊園条例第15条第 号を適用

(注) この申請書は、利用申請書と同時に提出してください。

※処理欄

使用料・利用料金	正規の額	減免額	差引納付額						
	円	円	円						
上記のとおり、減免してよろしいか。									
決裁日 年 月 日									
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>課長</td> <td>係長</td> <td>係員</td> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td style="height: 40px;"></td> <td style="height: 40px;"></td> </tr> </table>				課長	係長	係員			
課長	係長	係員							

[改正後 別記]

第3号様式(第4条関係)

那覇市児童館利用料金減免申請書

年 月 日

宛

申請者 所在地
 団体名
 代表者
 担当者 氏 名
 連絡先

印

次のとおり那覇市児童館利用料金の減免を申請します。

利用目的	
減免を必要とする理由	理由： ※那覇市児童館及び児童遊園条例第14条第 号を適用

(注) この申請書は、利用申請書と同時に提出してください。

※処理欄

利用料金	正規の額	減免額	差引支払額
	円	円	円
上記のとおり、減免してよろしいか。			
決裁日 年 月 日			

告 示

那覇市告示第 413 号

平成 27 年 1 月 9 日

掲 示 済

那覇市壺屋児童館の指定管理者の指定について

那覇市壺屋児童館の管理・運営を行わせる指定管理者の指定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき平成 26 年 12 月定例議会において承認を得られましたので、那覇市児童館及び児童遊園条例（平成 17 年 9 月 30 日条例第 40 号）第 16 条第 4 項の規定に基づき、次のとおり告示します。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 指定管理を行わせる公の施設
名 称 那覇市壺屋児童館
所在地 那覇市壺屋 2 丁目 5 番 13 号

- 2 指定管理者となる団体
名 称 社会福祉法人わかめ福祉会
所在地 那覇市首里石嶺町 3 丁目 199 番地 2
代表者 理事長 饒平名 勝彦

- 3 指定期間 平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日

那覇市告示第 418 号

平成 27 年 1 月 15 日

掲 示 済

那覇市波の上ビーチ広場の指定管理者の指定について

那覇市波の上ビーチ広場の管理・運営を行わせる指定管理者の指定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、平成 26 年 12 月那覇市議会定例会において同意が得られましたので、次のとおり告示します。

那覇市長 城 間 幹 子

1 指定管理を行わせる公の施設

名 称 那覇市波の上ビーチ広場
所在地 那覇市若狭 1 丁目 25 番

2 指定管理者となる団体

名 称 一般社団法人 那覇市観光協会
所在地 那覇市牧志 2 丁目 1 番 4 号
代表者 会長 佐久本 武

3 指定期間 平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日

那覇市告示第 429 号

平成 27 年 2 月 2 日

なは市民活動支援センター指定管理者の指定について

なは市民活動支援センターの運営を行わせる指定管理者の指定について、なは市民協働プラザ条例第23条第 1 項の規定に基づき指定したので、同条第 4 項の規定に基づき告示する。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 管理を行わせる公の施設
名 称 なは市民活動支援センター
所在地 那覇市銘苅 2 丁目 3 番 1 号
- 2 指定管理者となる団体
名 称 おきなわ共育ファンド
所在地 那覇市首里汀良町 2 丁目 21 番地
代表者 田中 俊朗
- 3 指定期間 平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 3 1 日

那覇市告示第 430 号

平成 27 年 2 月 2 日

那覇市伝統工芸館指定管理者の指定について

平成 27 年 4 月 1 日から那覇市伝統工芸館の管理運営を行う指定管理者を、那覇市伝統工芸館条例第 16 条の規定に基づき、次のとおり指定します。

那覇市長 城 間 幹 子

1 管理を行わせる公の施設

名 称 那覇市伝統工芸館

位 置 那覇市牧志 3 丁目 2 番 10 号 てんぶす那覇 2 階

2 指定管理者となる団体

名 称 那覇市伝統工芸事業協同組合連合会

所在地 那覇市牧志 3 丁目 2 番 10 号 てんぶす那覇 2 階

代表者 代表理事 上原 昭男

3 指定期間

平成 27 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで

那覇市告示第 431 号
平成 27 年 2 月 2 日

那覇市IT創造館の指定管理者の指定について

那覇市IT創造館の管理・運営を行わせる指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、平成26年(2014年)12月那覇市議会定例会において議決されましたので、那覇市IT創造館条例第17条第4項の規定に基づき、次のとおり告示します。

那覇市長 城 間 幹 子

1 管理を行わせる公の施設

名 称 那覇市IT創造館

所在地 那覇市銘苅2丁目3番6号

2 指定管理者となる団体

名 称 クラスタワークス株式会社

代表者 代表取締役社長 岡田 良

所在地 那覇市銘苅3丁目21番40号

3 指定期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

那覇市告示第 432 号

平成 27 年 2 月 2 日

平成 26 年（2014 年）12 月那覇市議会定例会で議決された平成 26 年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

平成26年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

平成 26 年度那覇市の介護保険事業特別会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ29,891千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 23,255,884 千円とする。

第 2 条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

単位:千円

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		5,762,146	346	5,762,492
	2 国庫補助金	1,759,922	346	1,760,268
4 支払基金交付金		6,303,327	6,303	6,309,630
	1 支払基金交付金	6,303,327	6,303	6,309,630
5 県支出金		3,094,435	△1,576	3,092,859
	3 県補助金	94,848	△1,576	93,272
7 繰入金		3,402,017	24,818	3,426,835
	1 他会計繰入金	3,335,175	24,818	3,359,993
歳 入 合 計		23,225,993	29,891	23,255,884

歳出

単位:千円

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		576,511	29,891	606,402
	1 総務管理費	308,904	15,696	324,600
	3 介護認定審査会費	239,870	14,195	254,065
5 地域支援事業費		471,611	0	471,611
	1 介護予防事業費	184,081	21,828	205,909
	2 包括的支援事業 ・任意事業費	287,530	△21,828	265,702
歳 出 合 計		23,225,993	29,891	23,255,884

那覇市告示第 433 号

平成 27 年 2 月 2 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関として、次のとおり指定した。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称	開 設 者	指定の有効期間
所 在 地		
おもろまち訪問看護ステーション	医療法人エイチ・エス・アール	平成 26 年 12 月 1 日～ 平成 32 年 11 月 30 日
那覇市安謝一丁目 3 番 10 号 K build101		
ひかりクリニック	山崎 順啓	平成 27 年 1 月 1 日～ 平成 32 年 12 月 31 日
那覇市松山二丁目 1 番 12 号 合人社那覇松山ビル 5 階		
ゆいゆい診療所	濱田 賢治	平成 27 年 1 月 1 日～ 平成 32 年 12 月 31 日
那覇市字宇栄原 925 番地 1 1 階		
なごみ泌尿器科クリニック	城間 和郎	平成 27 年 1 月 13 日～ 平成 33 年 1 月 12 日
那覇市天久一丁目 8 番 1 号 コーポ社 201		

那覇市告示第 434 号

平成 27 年 2 月 2 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の変更について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関より、次のとおり変更の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称		変更年月日
変更事項	変 更 後（ 変 更 前 ）	
病院前薬局		平成 26 年 11 月 21 日
管理者	禅院知靖（金城千佳子）	
オリブ山病院		平成 27 年 1 月 1 日
管理者	宮城航一（上間一）	

那覇市告示第 435 号

平成 27 年 2 月 2 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称	開設者	廃止年月日
所 在 地		
なはクリニック	具志堅俊樹	平成 26 年 11 月 11 日
那覇市松山二丁目 1 番 12 号 玉キ米屋ビル 5 階		
ホルト歯科医院	比嘉民子	平成 26 年 12 月 23 日
那覇市古波蔵二丁目 2 番 18 号		
古波倉医院	古波倉正照	平成 27 年 1 月 1 日
那覇市久茂地三丁目 7 番 16 号		
ライム薬局	株式会社クワトロ	平成 27 年 1 月 1 日
那覇市安謝一丁目 9 番 27 号		

那覇市告示第 436 号

平成 27 年 2 月 2 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の指定について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく介護機関について、生活保護法第 54 条の 2 第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関として、次のとおり指定した。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称	所 在 地	指定年月日
開 設 者	サービスの種類	
川平病院	那覇市古波蔵三丁目 5 番 25 号	平成 26 年 12 月 1 日
医療法人 社団かびら会	介護予防居宅療養管理指導	

那覇市告示第 437 号

平成 27 年 2 月 2 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の廃止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく介護機関について、生活保護法第 54 条の 2 第 4 項において準用する第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称	廃止年月日
所 在 地	
ホルト歯科医院	平成 26 年 12 月 23 日
那覇市古波蔵二丁目 2 番 18 号	
ライム薬局	平成 26 年 12 月 31 日
那覇市安謝一丁目 9 番 27 号	

那覇市告示第 438 号

平成 27 年 2 月 2 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の
辞退について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく施術機関について、生活保護法第 55 条第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定施術機関より、次のとおり辞退届があった。

那覇市長 城 間 幹 子

施 術 者	施術の種類	辞退年月日
施術所名称	施術所所在地	
大城 亜希	はり・きゅう	平成 27 年 1 月 13 日
おもろまち鍼灸治療院	那覇市銘苅二丁目 6 番 10 号 A201	

那覇市告示第 439 号
平成 27 年 2 月 2 日

那覇市^{かなぐしくむらやー}首里金城村屋の指定管理者の指定について

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市首里金城村屋条例第 13 条第 1 項の規定に基づき指定管理者を指定したので、同条第 4 項の規定により、次のとおり告示します。

1 管理を行わせる公の施設

名 称：那覇市^{かなぐしくむらやー}首里金城村屋

所在地：那覇市首里金城町 2 丁目 7 番地

2 指定管理者となる団体

名 称：首里金城町自治会

所在地：那覇市首里金城町 4－10－1

代表者：首里金城町自治会 会長 林 稔彌

3 指定期間 平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日

公 告

那覇市公告第 428 号

平成 27 年 1 月 19 日

掲 示 済

住民票の職権消除の公示について

住民票の職権消除の通知を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 12 条第 4 項の規定により公示する。

なお、住民票を消除された者の名簿は、この告示の日から一ヶ月間は那覇市市民文化部ハイサイ市民課において縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第 38 号
平 成 2 7 年 1 月 2 8 日
掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の異動について

那覇市排水設備指定工事店規程第 10 条第 4 項の規定に基づき、次のとおり異動があるので告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 翁 長 聡

指定（登録）番号	第 265 号
指定工事店名	有限会社 広設備工業
営業所所在地	豊見城市字真玉橋 228 番地
代表者名	大城 忠
指定の有効期間	自 平成 22 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日
異動年月日	平成 26 年 12 月 9 日
異動事由	代表者の変更

教育委員会告示

那覇市教育委員会告示第4号平 成 2 7 年 1 月 7 日
掲 示 済

那覇市若狭公民館指定管理者の指定について

那覇市若狭公民館の管理・運営を行わせる指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき平成26年12月定例議会において承認されましたので、那覇市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第7条第2項の規定に基づき、次のとおり告示します。

那覇市教育委員会
教育長 渡 慶 次 克 彦

- 1 指定管理を行わせる公の施設
名 称 那覇市若狭公民館
所在地 那覇市若狭2丁目12番1号
- 2 指定管理者となる団体
名 称 特定非営利活動法人 地域サポートわかさ
所在地 那覇市若狭1丁目9番7号
代表者 早川 忠光
- 3 指定期間 平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

那覇市教育委員会告示第5号

平 成 2 7 年 1 月 7 日

掲 示 済

那覇市繁多川公民館指定管理者の指定について

那覇市繁多川公民館の管理・運営を行わせる指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき平成26年12月定例議会において承認されましたので、那覇市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第7条第2項の規定に基づき、次のとおり告示します。

那覇市教育委員会
教育長 渡 慶 次 克 彦

- 1 指定管理を行わせる公の施設
名 称 那覇市繁多川公民館
所在地 那覇市繁多川4丁目1番38号
- 2 指定管理者となる団体
名 称 特定非営利活動法人 1万人井戸端会議
所在地 那覇市繁多川4丁目1番35-301号 宮城荘B
代表者 南 信乃介
- 3 指定期間 平成27年4月1日から平成30年3月31日まで